

## 公益財団法人 酒田市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人酒田市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条の規程に基づいて、本会の目的達成に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績を収め、他の範となった者の表彰に関することを定める。

(種別)

第2条 表彰の種別は、次のとおりである。

- (1) 功労章
- (2) 感謝状
- (3) 優秀指導者章
- (4) 優秀選手勲功章・優秀団体勲功章
- (5) 優秀選手章・優秀団体章

(受賞の資格)

第3条 表彰は次の各号に該当する者で、加盟団体または、本会が推薦した者

2. 本市に居住し、本会に加盟する種目別団体に所属している者
3. 本市以外の在住者であって、本会に加盟する種目別団体に所属している者
4. 市内外の大学（専門学校含む）に在学する市内高等学校出身者

(1) 功労章

- ア. 永年にわたり、本会の発展に特に功労がありスポーツの普及・振興につとめ著しく功績のあった者
- イ. 概ね年齢60歳以上の者で20年以上永年にわたり、スポーツの普及・振興につとめ著しく功績のあった者
- ウ. 特別の事情のあるものはこの限りでない

(2) 感謝状

- ア. 本会発展のために尽力された者及び団体
- イ. 市民のスポーツの普及・振興に尽力された者及び団体
- ウ. 特別の事情のあるものはこの限りではない

(3) 優秀指導者章

- ア. 本市にあってスポーツの指導にあたり、優秀な選手ならびに団体の強化・育成に著しく功績があった者
- イ. 後進の指導及び競技力向上に著しく功績のあった者で、本人の直接指導育成によって全国大会において、2回以上入賞させた者
- ウ. 指導者章候補者は、育成選手名・大会名・記録等の裏づけを必ず添付すること。これが無いものは審査の対象としない

(4) 優秀選手勲功章・優秀団体勲功章

- ア. 当該年の権威ある国際競技会において、本市の名誉を著しく高めた個人・団体

イ. 当該年の全国大会入賞または、日本記録を樹立した個人・団体。

日本記録には高校記録・中学記録・小学記録も含む

(5) 優秀選手章・優秀団体章

ア. 社会人・大学生・高校生・中学生については、当該年の東北大会以上の大会で優勝した個人・団体

イ. 小学生については、当該年の県大会以上の大会で優勝し、且つ全国大会に出場した個人・団体

(6) その他

ア. 過去の年度における勲功章・選手章とも被表彰者の再表彰は認める。

イ. 当該年の成績であること。

ウ. その他、表彰審査委員会が特に認めた個人・団体

(選考並びに決定)

第4条 前条により推薦された者及び団体については、審査委員会で選考決定し、理事会並びに評議員会へ報告する。

第5条 被表彰者の選考に関する会長の諮問事項を審議するため、表彰審査委員会を置く。

2. 委員会の委員は会長が委嘱し、委員長・副委員長は委員の互選とする。

3. 委員会で決定した受賞者について、会長が理事会に報告する。

(推薦方法)

第6条 第3条の規程による該当者があるときは、次の事項を記載して本会の会長が指示する期日までに提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 所属団体及び所属期間

(3) 実績

(4) 推薦理由

(5) その他特記すべき事項

(受賞取り消し)

第7条 受賞後、受賞者としてふさわしくない行為のあった場合、審査委員会の発議により理事会の議決を経て表彰を取り消す場合がある。

附則

この規程は、公益財団法人酒田市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、平成25年11月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月22日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。